

# 綿 スフ 織物情報

2019年(平成31年) 4月号 Vol. 1837

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会  
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F  
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679  
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

## 主 な 内 容

綿工連綿's倶楽部全国交流会開催／第7回綿織物産地素材展開催／外国人技能実習受入企業連絡会議開催／インターテキスト上海開催／「コダワリノヌノ」展開催／平成31年度予算成立／下請取引ガイドライン改訂／平成30年度第2次補正「事業承継補助金」公募要領／中小企業、小規模企業等の特許料減免制度について／改元に伴う情報システム改修等への対応について／TPPの動向／特許公開情報

### ●綿工連綿's倶楽部全国交流会開催

3月2日(土)、名古屋市内において第54回綿工連綿's倶楽部全国交流会が開催され、15産地から61名が参集した。今回は参加企業の設備状況別でのグループ、事業形態別でのグループと2回に分けて情報交換・意見交換会を行った。企業が抱える問題点を同業他社と考えることで解決策が得られることが目的で「参加して良かった。」との声が多かった。また、初参加の若手後継者や社員の自己紹介も行われた。

### ●第7回綿織物産地素材展開催

3月19日(火)、20日(水)の2日間、東京渋谷の文化ファッションインキュベーションにおいて第7回となる日本綿スフ織物工業組合連合会主催の「綿織物産地素材展」が開催され、7産地より9社が出展した。出展企業は東から古橋織布(遠州)、高麻(高島)、辰巳織布、和紙の布(大阪南部)、遠孫織布、大城戸織布(播州)、ショーワ(岡山)、篠原テキスト(広島)、ミツノブ(九州)。アパレル、バイヤー、デザイナーが130名強来場し熱心な商談が行われた。

### ●外国人技能実習受入企業連絡会議開催

3月22日(金)、綿業会館において綿工連傘下で外国人技能実習制度を利用している企業の代表者、担当者が出席して情報交換会が開催された。各社の現状や立入検査の内容の情報交換を行ったほか、実習生の就労期間3年から5年の延長が遅れている状況について事務局から報告を行った。

## ●インターテキスタイル上海開催

3月12日(火)から14日(木)の3日間、中国上海の中国国家會展中心において開催されたインターテキスタイル上海において、ジャパンファッションウィーク推進機構(JFW)が主催するジャパンパビリオンのブースに綿工連傘下から大阪南部の辰巳織布、播州の植山織物、桑村繊維が出展した。

## ●「コダワリヌノ」展開催

3月13日(水)～15日(金)の3日間、南青山“ふくい291”において「コダワリヌノ2019」が開催され綿工連傘下から天龍社のカネタ織物と高島の高橋織物が出展。

同展は毎回共通テーマがあり、今回のテーマは「コダワリの産地各社ど真ん中」。(昨年2018年のテーマは「ベンベルグ」)。

## ●平成31年度予算成立

3月27日、第198回通常国会において平成31年度予算が政府案通り成立した。一般会計総額が101兆4,571億円と過去最大規模。経産省の予算は12,421億円。平成30年度補正予算については2月7日に成立している。

## ●下請取引ガイドライン改訂

経済産業省が策定している「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」が、3月29日付けで改訂された。下請適正取引等の推進のためのガイドラインは下請事業者・親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、業種別に国が策定しているガイドラインであり、繊維産業のガイドラインにおいては、下記事項が整理・掲載されている。

- 自主行動計画、取引ガイドライン
- 繊維産業において問題となりうる行為類型
- 外国人技能実習の適正な実施等のための取組
- 下請振興基準(働き方改革への対応等を踏まえた改正)、関係法令 等

### ■繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/190329sitauke.pdf>

## ●平成30年度第2次補正予算「事業承継補助金」公募要領

事業承継、事業再編・事業統合をきっかけとした、中小企業者等による経営革新や事業転換への挑戦を応援するため、「事業承継補助金」が実施される。本補助金は2019年4月12日(金)の申請受付開始予定、事前に公募要領が公開された。

申請受付期間:2019年4月12日(金)～2019年5月31日(金)(予定)

公募要領 [https://www.shokei-hojo.jp/docs/pdf/h30\\_application\\_guidelines.pdf](https://www.shokei-hojo.jp/docs/pdf/h30_application_guidelines.pdf)



事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援します!



# 平成30年度 第2次補正 事業承継 補助金

## 事業承継補助金とは?

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合(I型)や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合(II型)に、必要な経費を補助します。  
2016年4月1日～2019年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

### 経営者交代による承継の後に経営革新等を行う方を支援!

#### I型：後継者承継支援型

●対象となる取り組み：親族内承継／外野人材招聘など



米業製造・販売を営むY社は、先代からの事業承継をきっかけに「ハラル認証+グルテンフリー」の高品質米業の生産のため、本補助金を利用して新たに餅つき機を導入。生産性の向上を実現し、欧米への販路開拓を目指している。

フロー



新商品の開発など



先代経営者

経営者交代

後継者

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を行う場合補助額を上限せします!

別件・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます!

I型：後継者承継支援型		
補助率	2/3以内*1	1/2以内
補助上限額	200万円	150万円
上乗せ額	+300万円	+225万円

### M&Aを契機に経営革新等を行う方を支援!

#### II型：事業再編・事業統合支援型

●対象となる取り組み：合併／会社分割／事業譲渡／株式交換／株式移転／株式譲渡など



製材用機械の製造業を営むO社は、同業のI社と経営統合を行い、製材工場に必要な機械類を統合して設計・製造・販売できる体制を強化。本補助金を活用し、大型機械の効率的な製造を可能にした。

フロー



新サービスの考案など



A社

B社

A+B社

事業所や既存事業の廃止等の事業整理(事業転換)を行う場合補助額を上限せします!

別件・処分費等が発生した場合に限り、事業転換とみなされます!

II型：事業再編・事業統合支援型		
補助率	2/3以内*2	1/2以内
補助上限額	600万円	450万円
上乗せ額	+600万円	+450万円

\*1 小規模事業者：従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主の場合。\*2 審査結果上位の場合。\*詳しい補助対象経費についてはホームページ、公募要領等をご参照ください。

申請受付期間：2019年4月12日(金)～2019年5月31日(金) 19:00

※原則として、電子申請のみの受付となります。

03-6264-2684 (お問い合わせ時間 10:00～12:00 13:00～17:00/土日祝を除く) <https://www.shokei-hojo.jp/>

平成30年度第2次補正 事業承継補助金事務局



**補助対象者** ※詳しくは、公募要領をご確認ください。

**I型：後継者承継支援型**

- 日本国内で事業を営む中小企業・小規模事業者等、個人事業主、特定非営利活動法人(以下、「中小企業者等」という)であること
- 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- 承継者が、次のいずれかを満たす(事業)者であること
  - 経営経験がある
  - 同業種に関する知識などがある
  - 創業・承継に関する研修等を受講したもの

**II型：事業再編・事業統合支援型**

- 本補助金の対象事業となる事業再編・事業統合に関わる“すべての被承継者”と“承継者”が、日本国内で事業を営む中小企業・小規模事業者、個人事業主、特定非営利活動法人(以下、「中小企業者等」という)であること
- 地域経済に貢献している中小企業者等であること
- 承継者が現在経営を行っていない、又は、事業を営んでいない場合、次のいずれかを満たす者であること
  - 経営経験がある
  - 同業種に関する知識などがある
  - 創業・承継に関する研修等を受講したもの

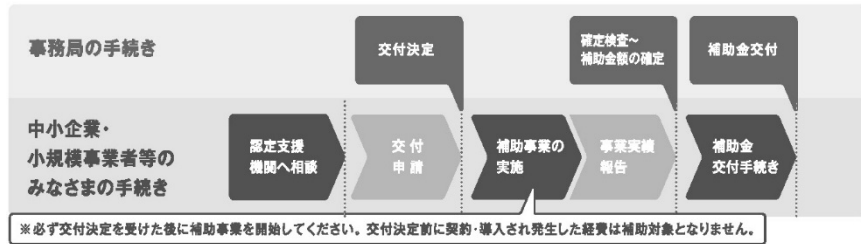
**補助対象経費**

人件費/店舗等借入費/設備費/原材料費/知的財産権等関連経費/謝金/旅費/マーケティング調査費/広報費/会場借料費/外注費/委託費

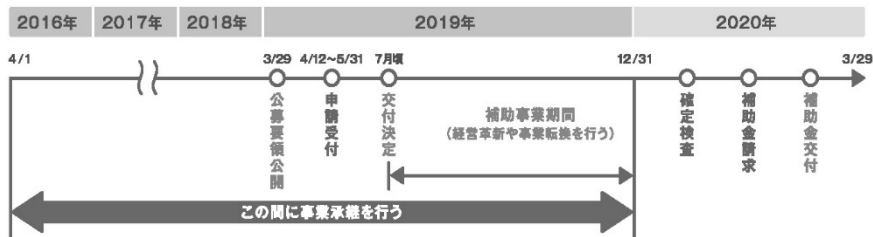
**事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合**

廃業登記費/在庫処分費/解体・処分費/原状回復費 ※II型のみ「移転・移設費」も含む

**補助金交付までの流れ** ※原則として、電子申請のみの受付となります。



**スケジュール**



**平成30年度第2次補正 事業承継補助金事務局**

☎ 03-6264-2684 (お問い合わせ時間 10:00~12:00 13:00~17:00/土日祝を除く)

本補助金の詳細については、「事業承継補助金サイト」でご確認ください。  
 関連情報や申請に関する資料のダウンロードもこちらのページからできます。

- 事業承継補助金サイト : <https://www.shokei-hojo.jp/> 事業承継補助金 検索
- 関連サイト(中小企業庁サイト) : <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>



## ●中小企業、小規模企業等の特許料減免制度について

特許庁は、中小企業・小規模企業等を対象に、出願審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられる新減免制度の運用を4月1日に開始した。これにより、中小企業の審査請求料と特許料は1/2に、小規模企業は1/3に軽減される。同様に国際出願に関する手数料も軽減される。

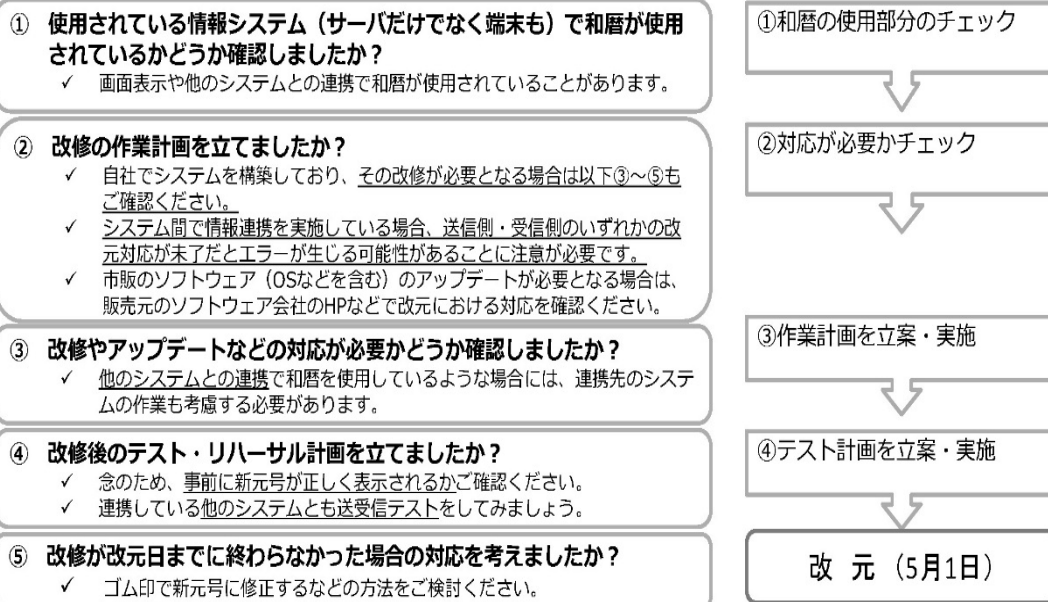
○新減免制度 <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

## ●改元に伴う情報システム改修等への対応について

新元号については、国民生活への影響を最小限に抑える観点から、改元に先立ち、4月1日に公表されたが、これを受けて、経済産業省から民間企業等における改元に伴う情報システム改修等の対応について万全を期すことを目的に、想定される段取りや工程、留意すべき点等について紹介された。

### 3. 民間事業者の皆さまへ：情報システムの改元対応におけるポイント

- 5月1日に予定されている改元に向けて、使用されている情報システムの対応については、次のような点に注意して準備を進めていただくようお願いします（なお、新しい元号は4月1日に公表される予定です）。



#### ○ 行政機関等の情報システムについて

- ①行政機関等の情報システムについては、改元日までに改修を終了することを基本として準備を進めています。
- ②改元日以降、皆さまの情報システムの改修が間に合わないなどの場合でも、国民の皆さまから行政機関等に対してご提出いただく文書・データ等については、「平成」表記のままでも有効なものとして受付予定。（「平成31年5月」と記載されている申請書など）。

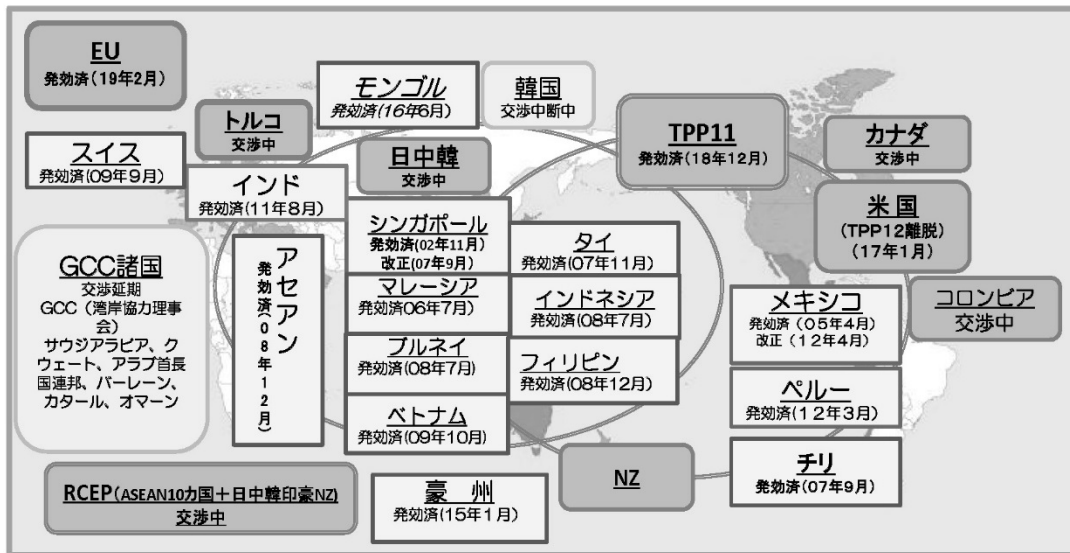
3

## EPA(経済連携協定)／TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

### ●我が国のEPAへの取組状況

### 我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国3地域)： EU、TPP11、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 交渉中(3カ国、2地域)： RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国(TPP12離脱：2017年1月)



EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

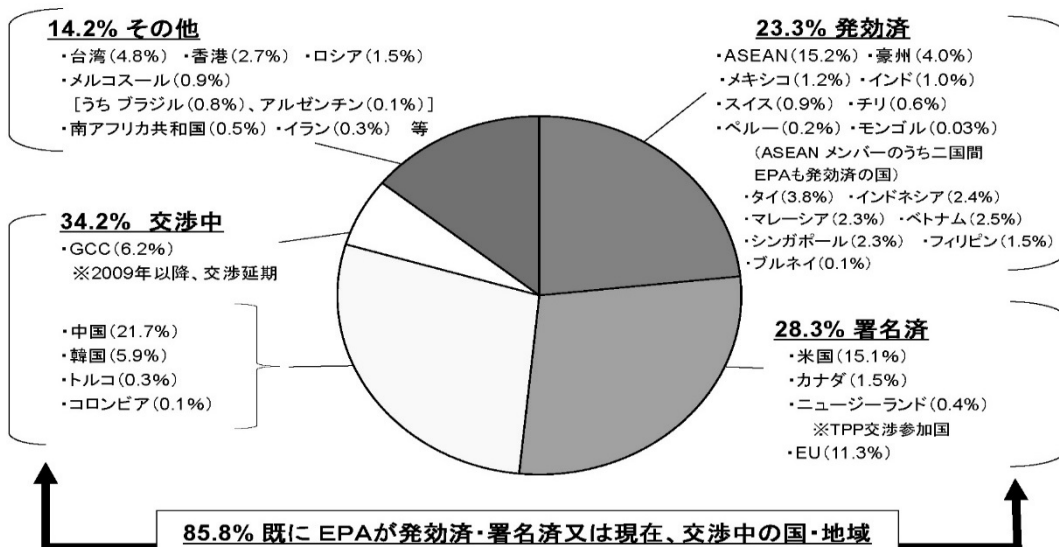
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	◆(11月)				△(3月)											
メキシコ		◆(11月~)	◆(9月)	◆(4月)							△(9月)	▲(4月)					
マレーシア			◆(1月~)		◆(12月)	◆(7月)											
チリ						◆(2月~)	◆(13月)	◆(9月)									
タイ			◆(2月~)			◆(4月)	◆(11月)										
インドネシア						◆(7月~)	◆(9月)	◆(7月)									
ブルネイ						◆(6月~)	◆(6月)	◆(7月)									
ASEAN全体 (AJCEP)(注)			◆(6月~)			◆(4月)	◆(12月)		◆(10月~)								
フィリピン			◆(2月~)		◆(9月)		◆(12月)										
スイス						◆(5月~)	◆(2月)	◆(9月)									
ベトナム						◆(1月~)	◆(12月)	◆(10月)									
インド						◆(1月~)		◆(2月)	◆(16日)								
ペルー							◆(5月~)	◆(5月)	◆(3月)								
豪州						◆(4月~)			◆(7月)	◆(1日)							
モンゴル									◆(6月~)	◆(2月)	◆(6月)						
TPP12												◆(7月~)	◆(2月)				
TPP11																◆(5月~)	◆(3月)
EU																	◆(4月~)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等については、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易総額ベース)



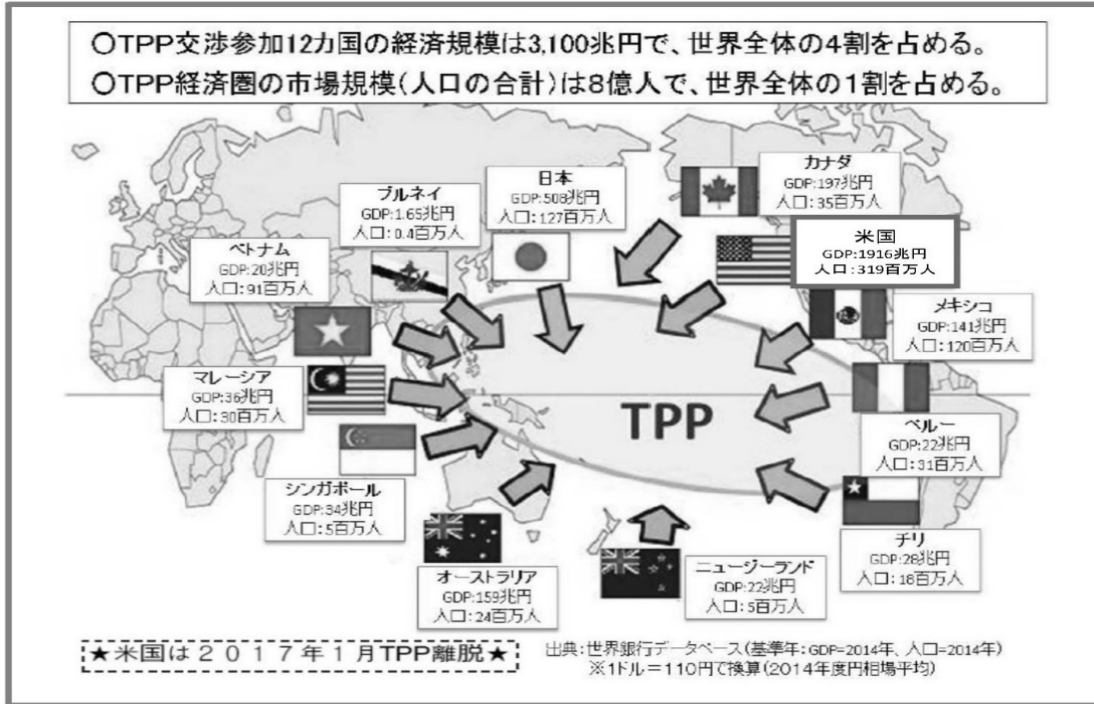
【参考】主要国のFTA比率(注)

日本:51.6%、米国:47.2%、EU:32.8%、韓国:68.2%、中国:38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。

●TPPの概要



TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催)(於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」  
 条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)  
 → 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し  
 → TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)





## 凍結項目一覧

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物（第5・7条1（f）の第2文）         | ○ 一般医薬品データ保護（第18・50条）                         |
| ○ ISDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章）      | ○ 生物製剤データ保護（第18・51条）                          |
| ○ 急送便附属書（附属書10-B 5及び6）          | ○ 著作権等の保護期間（第18・63条）                          |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定（第11・2条の一部等）  | ○ 技術的保護手段（第18・68条）                            |
| ○ 電気通信紛争解決（第13・21条1（d））         | ○ 権利管理情報（第18・69条）                             |
| ○ 政府調達（参加条件）（第15・8条5）           | ○ 衛星・ケーブル信号の保護（第18・79条）                       |
| ○ 政府調達（追加的交渉）（第15・24条2の一部）      | ○ インターネット・サービス・プロバイダ（第18・82条、附属書18-E、附属書18-F） |
| ○ 知的財産の内国民待遇（第18・8条（脚注4の第3～4文）） | ○ 保存及び貿易（第20・17条5の一部）                         |
| ○ 特許対象事項（第18・37条2、第18・37条4の第2文） | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A第3条）                 |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長（第18・46条）       | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部（附属書IIの一部）                |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長（第18・48条）     | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部（附属書IVの一部）                  |

なお、凍結事項に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすことになる。

## TPP11の効果

## 経済効果

## &lt;TPP11&gt;

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ  
（2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当）
- ・労働供給：約0.7%（約46万人）増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額：約900～1,500億円

## 21世紀型ルール(主要なもの)

## &lt;投資&gt;

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

## &lt;貿易円滑化&gt;

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

## &lt;電子商取引&gt;

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止  
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

## &lt;国有企業&gt;

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

## &lt;知的財産&gt;

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

## 日本と各国とのEPA交渉

### ●日・EU経済連携協定について

#### ○英国のEU離脱(Brexit)について

本号発行後ノー・ディール(合意無き離脱)となった場合、英国に対する全てのEU法の適用は移行期間なく停止し、EUは英国を(EU域外の)第三国と見なし、「通関手続き」「関税賦課」「衛生植物検疫措置」「(商品の)適合性検査」などを直ちに開始するとしている。

英国のEU離脱後における日EU・EPAの適用について

#### 1. 移行期間が設けられる場合(離脱協定案が発効する場合)

2020年12月31日までの移行期間中においては、日EU・EPAは英国に適用される。従って、本年3月30日以降の移行期間中においても、日本に輸入される英国産品については、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となる。同様に、同期間中に英国に輸入される日本産品についても、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となる。

なお、この移行期間については、現時点で公表されている離脱協定案には、1年又は2年延長する可能性が規定されている。

#### 2. 移行期間が設けられない場合(合意無き離脱となった場合)

日EU・EPAは英国には適用されないこととなる。従って、日本に輸入される英国産品に対しては、日EU・EPAに基づく税率は適用されず、実行最恵国税率(国定税率(基本税率又は暫定税率)とWTO協定税率のいずれか低い税率)が適用されることとなる。同様に、英国に輸入される日本産品についても、日EU・EPAに基づく税率は適用されず、実行最恵国税率が適用されることとなる。

(財務省関税局)

<b>主な内容: 物品貿易</b>	
<b>日本産品のEU市場へのアクセス</b>	
EU側関税撤廃率: 約99% (注1)(注2) <span style="float: right;"> → </span>	
<b>工業製品</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○100%の関税撤廃。</li> <li>○乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。</li> <li>○自動車部品: 9割以上が即時撤廃(貿易額)。</li> <li>○一般機械、化学工業製品、電気機器: 約9割が即時撤廃(貿易額)。</li> </ul> <small>※一般機械: 86.6%, 化学工業製品: 88.4%, 電気機器: 91.2%。</small>	<b>農林水産品等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。</li> <li>○日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認、業者による自己証明の導入)。</li> <li>○酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。</li> <li>○農産品・酒類(日本酒等)に係る地理的表示(GI)の保護を確保。</li> </ul>
<b>工業製品:</b> 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。 <b>農林水産品:</b> 5億人を超えるEU市場への日本産農林水産物輸出促進に向けた環境を整備。 <b>酒類:</b> 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。	
<b>EU産品の日本市場へのアクセス</b>	
日本側関税撤廃率: 約94% (農林水産品: 約82%, 工業品等: 100%) (注1) <span style="float: right;"> → </span>	
<b>工業製品</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○化学工業製品、繊維・繊維製品等: 即時撤廃。</li> <li>○皮革・履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。</li> </ul>	<b>農林水産品等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。</li> <li>○麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガードを確保。</li> <li>○ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。</li> <li>○牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。</li> </ul>

(注1) 撤廃率は、品目数ベースのもの。(注2) EU側の撤廃率はEU側公表資料による。



## 主要内容: サービス貿易・投資、ルール分野

### サービス貿易・投資・電子商取引

#### サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止)。

### 21世紀型のハイレベルなルール

#### 国有企業・補助金

- 国有企業: 物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 補助金: 通報義務、協議要請手続、一定の類型の補助金の禁止等を規定。

#### 知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは56件(「神戸ビーフ」、「クダモノ」、「薩摩」、「日本酒」等)。

#### 規制協力

- 日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。

- 日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

各税関原産地調査官

#### 名古屋税関

電話番号: 052-654-4205

メールアドレス: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

#### 大阪税関

電話番号: 06-6576-3196

メールアドレス: osaka-gensanchi@customs.go.jp

#### 神戸税関

電話番号: 078-333-3097

メールアドレス: kobe-gensan@customs.go.jp

- 原産地証明書(税関EPAマニュアル)

P. 51-54 (P. 51の下方に原産地証明書サンプル)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#search=%27%E6%97%A5%EUEPA%E5%8E%9F%E7%94%A3%E5%9C%B0%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%27>

## ●日・RCEP経済連携協定について

3月1日、カンボジアにおいて、第7回東アジア地域包括的経済連携(RCEP)中間閣僚会合が開催された。日本から世耕経産大臣他関係者が出席し、各分野の交渉の現状が報告されるとともに、今後の交渉の取り進め方等について議論が行われた。

日・RCEP協定概要については、外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000231134.pdf>

## RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

## ●日・コロンビア経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_colombia/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html)

## ●日・カナダ経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_canada/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html)

## ●日・トルコ経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_turkey/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html)



## ●特許公開情報

2019年3月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2019年3月公開分)

<3月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2019-049088	日本エステル株式会社	潜在濃染性ポリエステル繊維、濃染性ポリエステル繊維、及び濃染性ポリエステル繊維の製造方法、並びに織編物
2	特開 2019-049066	国立研究開発法人産業技術総合研究所 株式会社宮城化成 株式会社スマートファイバーデザイン研究所	無機繊維、布及び繊維強化プラスチック
3	特開 2019-044325	株式会社村田製作所	布および糸
4	特開 2019-044317	孚日集団股▲分▼有限公司	透かし織物及びその製造方法
5	特開 2019-044309	ユニチカ株式会社	樹脂付着ガラス繊維織物、該樹脂付着ガラス繊維織物にグラビア印刷が施された印刷物、及び該印刷物を含む建築内装材
6	特開 2019-044296	東レ株式会社	多層構造織物
7	特開 2019-044281	日本エステル株式会社 ユニチカトレーディング株式会社	潜在濃染性分割型ポリエステル複合繊維、濃染性ポリエステル極細繊維、濃染性ポリエステル極細繊維の製造方法および濃染性ポリエステル極細繊維を含む織編物
8	特開 2019-044093	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	FRP成形品及びその製造方法
9	特開 2019-039094	萩原工業株式会社	変色性シート
10	特開 2019-039091	住江織物株式会社	布帛
11	特開 2019-038250	住友ベークライト株式会社	化粧板用支持基板
12	特開 2019-035167	帝人株式会社	布テープおよび繊維製品
13	特開 2019-035160	東レ株式会社	三層構造織物

## 3月の行事

3月 2日……………綿工連綿's 倶楽部全国交流会(名古屋・名古屋観光ホテル)

3月19~20日……第7回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)

3月22日……………外国人技能実習生受入企業連絡会議(大阪・綿業会館)

**4月以降の行事**

- 4月25日…………… 第7回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)  
4月26日…………… 綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(東京)  
4月26日…………… 第127回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)  
5月21～22日……JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)  
5月24日……………綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は  
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN  
COTTON**



**Pure Cotton**

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN  
COTTON**



**Cotton Blend**

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を推進しております。